

まんが王国・土佐推進協議会負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)
第24条の規定に基づき、まんが王国・土佐推進協議会負担金(以下「負担金」という。)の交付に
関し必要な事項を定めるものとする。

(負担目的及び負担対象事業)

第2条 県は、まんが文化を推進するため、まんが王国・土佐推進協議会(以下「負担事業者」という。)
が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で負担金を交付する。

- (1) 高知県におけるまんが文化の醸成、まんが文化を担う人材の育成並びに全国及び世界に向けた「ま
んが王国・土佐」の情報発信
- (2) 高知県の文化の振興、地域の活性化及び経済の発展にコンテンツを生かしていく取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、負担事業者の目的を達成するため必要であると知事が認める取組に
関すること

(負担率)

第3条 前条に規定する負担対象事業(以下「負担事業」という。)の負担率については、定額とする。

(負担金の交付の申請手続)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(負担金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、負担金
を交付することが適当であると認めた場合は、負担金の交付額を決定し、別記第2号様式により当該
負担事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると
認めるときを除く。

(負担の条件)

第6条 負担金の交付の目的を達成するため、負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
い。

- (1) 負担事業の内容又は経費の配分(負担対象事業の経費の区分間の配分の20パーセント以内の
軽微な変更を除く。)を変更する場合は、事前に別記第3号様式により知事の承認を受けなければ
ならないこと。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 負担事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければ
ならないこと。
- (4) 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに
知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を
負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担
金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40
年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反し
て使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を

受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 負担事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(10) 県税の滞納がないこと。

(概算払の請求)

第7条 負担事業者は、負担金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、負担事業者は、負担事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第9条 知事は、必要があると認める場合は、負担事業者に対し、負担事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(負担金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、負担事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、額の確定の有無にかかわらず、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に負担金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(1) 負担金を他の用途に使用し、又は負担金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 負担事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

(グリーン購入)

第11条 負担事業者は、負担事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 負担事業又は負担事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成24年8月16日から施行する。

2 この要綱は、平成31年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された負担金については、第6条、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

別表（第5条、第6条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 負担事業者名
代表者氏名 印
(生年月日)
(住 所)

平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金交付申請書

まんが王国・土佐推進協議会負担金交付要綱第4条の規定により、平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 負担事業の目的及び内容

2 負担金交付申請額 金 円

3 事業予定期間
負担金の交付決定日から平成 年 月 日まで

4 添付書類

ア 負担金交付申請内訳書

イ 収支予算書

ウ 協議会設置要綱

エ 事業実施計画書

オ 県税の滞納がないことを証するもの（県税事務所が発行する全税目の納税証明書）又は
県税納税義務がない旨の申立書

カ アからオまでに掲げるもののほか、参考となる書類

高知県指令 第 号

負担金交付決定通知書

負担事業者名

平成 年 月 日付け 第 号で申請がありました平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金については、金 円を交付することに決定しましたので、通知します。

平成 年 月 日

高知県知事

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 負担事業者名 印

平成 年度まんが王国・土佐推進協議会
負担金交付変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定がありました平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、まんが王国・土佐推進協議会負担金交付要綱第6条第1号（第3号）の規定により申請します。

記

1 変更承認申請額

当初申請額	変更申請額	差引き増減額
円	円	円

2 変更（中止・廃止）の理由及びその内容

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 負担事業者名 印

平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金概算払請求書

平成 年 月 日付け高知県指令第 号で（変更）交付の決定がありました平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金を概算交付されるよう、まんが王国・土佐推進協議会負担金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

負担金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

2 振込先

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 負担事業者名 印

平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金事業実績報告書

平成 年 月 日付け高知県指令第 号で（変更）交付の決定がありました平成 年度まんが王国・土佐推進協議会負担金について、下記のとおり事業を実施したので、まんが王国・土佐推進協議会負担金交付要綱第8条の規定により報告します。

記

1 事業の成果

2 事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 添付書類

収支決算書